

Zenken通信 (vol. 55)

▽ 今回のお届け情報

Title: 島根県「調査基準価格等を中央公契連モデルへ」

Outline

添付資料P1～6

○島根県は、県内経済状況の低迷や公共事業の減少による建設業界の厳しい経営状況を鑑み、工事品質の確保、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等への対応策として、ダンピング対策を強化した。
(8月1日以降の入札公告分から適用)

[見直し内容]

1. 最低制限価格及び調査基準価格の引上げ

(1) 設定範囲 $8/10 \sim 8.5/10 \Rightarrow 8/10 \sim 9/10$

- (2) 算定式
- ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 失格判断基準額の引上げ

- ・ 直接経費 (直接工事費 + 共通仮設費積上げ分)

$\times 0.75 \Rightarrow \times 0.85$

- ・ 共通仮設費 $\times 0.70 \Rightarrow$ 変更なし

・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$

- ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

※上記のうち、いずれかの項目を下回った場合は失格

《島根県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

低入札調査の基準価格引き上げ 島根県も8月から 失格基準は85%に設定

島根県は、8月1日以降に公告または指名を行う工事から、低入札価格調査制度における調査基準価格の範囲を現行の「10分の8～10分の8・5」から中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルに準じ、「10分の8～10分の9」に見直すとともに、失格基準（数値的判断基準）も引き上げる。調査基準価格の範囲については、山口県が今月21日か

ら「10分の9」まで引き上げている。公共工事においてはタッピング受注により、工事品質の悪化、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの悪影響が懸念されることから、国土交通省では昨年4月に続き今年4月、工事品質の確保を図る観点から最新データに基づき低入札価格調査基準価格の見直しを行った。

島根県でも、同様の認識のもと、低迷する県内の経済状況や公共事業の減少による建設業界の厳しい経営状況を考慮し、最低制限価格および低入札調査基準価格の算定方式を国土交通省（中央公契連モデル）に準じて見直すことにした。

また、これに合わせて低入札価格調査制度の失格基準も公契連モデルに準じて引き上げるが、直接経費については、労働者や下請業者、資材納入業者へのしわ寄せの防止を図るためにモデルより高い85%に設定する。調査基準価格の見直しでは、山口県が今月21日から予定価格の「10分の7から10分の9」に引き上げた。鳥取県、岡山県、広島県は予定価格の「3分の2から10分の8・5」の範囲としており、コスト調査などを実施し地域の実情を把握した上で考慮するとしている。



HP管理者にメールする
サイトマップ

[English](#) / [Chinese](#) / [Korean](#) / [Russian](#) [使い方](#) [RSS](#)

☒ 全体で検索 ☐ フォルダ以下から検索



[トップ](#) > [土木総務課建設産業対策室](#) > [入札制度](#) > 最低制限価格制度

最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格等の見直し

平成21年7月28日

1. 最低制限価格・低入札価格調査制度における調査基準価格等の設定基準

最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格設定を、国土交通省の調査基準価格の設定基準に準じて見直しを行います。

なお、この度の見直しに併せ、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領も一部改正しています。(数値的判断基準を一部改正)

現 行	改 正 後
(1) 直接工事費の95% (2) 共通仮設費の90% (3) 現場管理費の60% (4) 一般管理費等の30% (1)～(4)の合計 ただし、合計額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の8.5を超える場合は10分の8.5とする。 ※いずれも、概ねの数値	(1) 直接工事費の95% (2) 共通仮設費の90% (3) 現場管理費の70% (4) 一般管理費等の30% (1)～(4)の合計 ただし、合計額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。 ※いずれも、概ねの数値

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、次のとおり運用する。

・上表(1)直接工事費は、建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

・上表(3)現場管理費は、建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は 直接工事費の20%、その他の工事の場合は 直接工事費の10% とする。

2.施行日

- ・平成21年8月1日以降に公告、指名を行う工事から適用する。

3.改正理由

- ・ 公共工事において、低価格による受注が行われた場合には、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

国土交通省は、昨年4月に続き本年4月に、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、低入札価格調査基準価格の見直しを行った。

また、多くの都道府県が国土交通省基準(中央公契連モデル)に準じて最低制限価格、低入札調査基準価格の引き上げを実施している。

本県においても国と同様な認識のもと、低迷する県内の経済状況や公共事業の減少による建設業界の厳しい経営状況を考慮し、最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法を、国土交通省の算定方法(中央公契連モデル)に準じて見直すこととした。

[トップ](#) > [土木総務課建設産業対策室](#) > [入札制度](#) > 最低制限価格制度

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 [個人情報の取扱い](#) | [著作権・リンク等](#) | [アクセシビリティ](#)
住所: 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 [地図](#)
(島根県庁南庁舎5階)
電話: 0852-22-5185

[トップ](#) > [土木総務課建設産業対策室](#) > [公共工事の入札・契約に関する要綱・要領等](#) > 島根県の建設工事低入札価格調査制度について

島根県の建設工事低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の内容を一部改正し、平成21年8月1日以降に公告、指名を行う工事から適用します。

なお、この度の改正に併せ、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格等の算定式も見直しています。

要領・様式

- [島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領【PDF:22kb】](#) 平成21年8月1日一部改正【NEW】
- [島根県建設工事低入札価格調査制度 各種様式【PDF:47kb】](#)
- [島根県建設工事コスト調査実施要領【PDF:80kb】](#) 平成21年8月1日制定【NEW】
- [島根県建設工事コスト調査 比較表様式【Excel:56kb】](#)
- [島根県建設工事コスト調査 工事費内訳調査票【Excel:53kb】](#)
- [島根県建設工事コスト調査 補填調査票【Excel18kb】](#)

改正のポイント

平成21年8月1日改正ポイント【NEW】

●低入札価格調査制度における失格基準(数値的判断基準)を国土交通省の低入札調査制度における特別重点調査の算定方法に準じて見直すこととしました。なお、直接経費については、労務者や下請業者及び資材納入業者への『しわ寄せ』の一層の防止を図るため、国土交通省の基準より高い85%としています。

現 行	改 正 後
1. 直接経費(直接工事費と共通仮設費積み上げ分の合計)の75%	1. 直接経費(直接工事費と共通仮設費積み上げ分の合計)の85%
2. 共通仮設費定率分の70%	2. 共通仮設費定率分の70%
3. 現場管理費の60%	3. 現場管理費の70%
4. 一般管理費の30%	4. 一般管理費の30%

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、次のとおり運用する。

・上表「1. 直接経費」中の『直接工事費』は、建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

・上表「3. 現場管理費」は、建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。

●工事コスト調査については平成21年6月1日付けの改正時に追加した項目で、別に定めるとし

ておりましたが、この度、整理の上、要領を制定しました。

平成21年6月1日改正ポイント

●第16条において、工事完了時に「工事コスト調査」に協力することを盛り込みました。

(調査方法については現在、技術管理課において調整中です。決まり次第、お知らせします)

●第17条において、入札参加資格の制限に係る工事成績評定通知の取り扱い(本件要領「別表2」)を整理し、明確化を図りました。

1 制度の内容

調査基準価格を下回る金額で入札した者について、以下の書類の提出を求め、適正な施工が確保されるかについて調査を実施します。

対象工事

- ・請負対象額1億円以上の工事
- ・総合評価方式により発注される工事

(1) 調査書類の提出

ア 入札価格内訳書(入札日の翌日までに提出)

入札者は、入札時提出の工事費内訳書をもってこれに代えることもできる。

イ 調査資料(入札日から3日以内で入札執行者が定める日までに提出。)

施工計画書及び実施要領に定める様式(様式第1号から第14号)を提出。

※提出期限日が県の休日に当たる場合は、県の休日の翌日が期限となる。

(2) 調査の内容

ア 数値的判断基準(次のいずれか一つでも満たさない者は失格。)平成21年8月1日改正【NEW】

項目	判断基準(下線部は変更箇所)
直接経費(直接工事費と共通仮設費(積上分)の合計)	低価格入札者の設計金額(直接経費)が県の設計金額の <u>85%</u> 以上であること。
共通仮設費定率分	低価格入札者の設計金額(共通仮設費定率分)が県の設計金額の70%以上であること。
現場管理費	低価格入札者の設計金額(現場管理費)が県の設計金額の <u>70%</u> 以上であること。
一般管理費	低価格入札者の設計金額(一般管理費)が県の設計金額の30%以上であること。

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、次のとおり運用する。

5

・上表「1. 直接経費」中の『直接工事費』は、建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

・上表「3. 現場管理費」は、建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。

※工場製作を伴う工事における直接経費の取扱い

工場製作を伴う工事における直接経費等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

[鋼橋上部工事【PDF:8kb】](#)

[機械設備工事【PDF:8kb】](#)

[機械設備点](#)

[検・整備工事【PDF:8kb】](#)

[電気通信設備工事【PDF:8kb】](#)

イ 重点調査項目(アの数値的判断基準のすべてを満たす者について実施)

- (1) 島根県公共工事共通仕様書に定める施工計画書
- (2) 当該価格で入札した理由(様式第1号)
- (3) 共通仮設費(率分)内訳書(様式第2号)
- (4) 工事費内訳書に係る、現場管理費の積算内訳書(様式第3号)
- (5) 工事費内訳書に係る、一般管理費の積算内訳書(様式第4号)
- (6) 手持ち工事の状況(様式第5号)
- (7) 配置予定技術者名簿(様式第6号)
- (8) 対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式第7号)
- (9) 手持ち資材の状況(様式第8号)
- (10) 資材購入先一覧(様式第9号)
- (11) 手持ち機械の状況(様式第10号)
- (12) 機械リース元一覧(様式第11号)
- (13) 労務者の確保計画(様式第12号)
- (14) 施工体制台帳
- (15) 下請予定業者等一覧表(様式第13号)
- (16) 過去2年に受注し、施工した工事名、成績評定点及び発注者名(様式14号)

ウ その他

- ・ 調査に対し誠実で協力的であること
- ・ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること
- ・ 手抜き、下請しわ寄せ、労働条件悪化、安全対策の不徹底等のおそれがないこと

エ この調査の結果は、ホームページにおいて公開する。

6